

市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会設置要綱

令和元年9月25日教育委員会告示第18号

市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市指定有形文化財旧上野市庁舎の保存と活用を図り、次世代に継承するための「旧上野市庁舎保存活用計画」を策定するに当たり、学識経験者等から専門的な指導・助言を受けるため、[附属機関の設置等に関する条例（平成19年伊賀市条例第31号）第2条](#)の規定に基づき市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画について審議する。

(組織)

第3条 委員会は、6名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから伊賀市教育委員会（以下「教育委員会」）が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) その他教育委員会が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、令和2年9月30日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項各号に掲げるところにより、その職をもって委嘱された委員の任期は、委員として委嘱を受けるべき職にある期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局文化財課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和元年9月25日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。